

# 西播磨インフラツアーアクセス提案コンペ実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、西播磨インフラツアーアクセス提案コンペ実施要綱（以下「業務委託」という。）に係る企画提案コンペの実施について、必要な事項を定める。

## (業務委託の内容)

第2条 業務委託の内容は、別途定める西播磨インフラツアーアクセス提案コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりとする。

## (審査会の設置)

第3条 委託契約の相手方を決定するため、西播磨インフラツアーアクセス提案コンペ審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営方法については別に定める。

## (企画提案コンペに係る手続き)

第4条 企画提案コンペに係る手続きは、実施要領で定めるとおりとする。

## (契約相手方の決定)

第5条 契約相手方の決定にあたっては、審査会の審議を経ることとする。

2 前項の決定にあたっては、参加者から業務に関する企画書による提案を求め、次条に定める審査基準及び審査方法により、その内容を審査する。

## (審査基準及び審査方法)

第6条 前条第2項の審査基準及び審査方法は、別途定める西播磨インフラツアーアクセス提案コンペ審査要領のとおりとする。

## (事務局)

第7条 企画提案コンペの実施に係る事務局は、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所に置く。

## (その他)

第8条 参加者からの提出書類は返却しない。

2 企画提案コンペの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。